

大分県観光振興財源検討会議

報告書（案）

令和8年2月

大分県観光振興財源検討会議

目次

1	検討にあたって	1
2	大分県観光の現状と課題.....	2
	（1）現状.....	2
	（2）観光振興に対する課題.....	5
3	大分県の観光振興施策	7
	（1）第5期日本一のおんせん県おおいたツーリズム戦略（2024.3策定）	7
	（2）大分県観光の更なる発展に向けた有識者会議（2025.3とりまとめ）	9
4	事業・財政需要.....	10
	（1）今後、必要となる事業・財政需要.....	10
	（2）施策実施の優先順位	12
	（3）新たな財政需要の種別・事業規模.....	13
5	財源	14
	（1）新たな観光振興財源の必要性	14
	（2）財源の種類.....	14
	（3）財源確保の手法.....	14
6	税制	16
	（1）基本的な考え方.....	16
	（2）課税客体.....	16
	（3）徴収方法.....	17
	（4）税率.....	17
	（5）免税点	20
	（6）課税免除.....	20
	（7）その他	20
7	適正な課税・徴収、特別徴収義務者への支援.....	21
	（1）宿泊業・住宅宿泊事業の適正化	21
	（2）特別徴収義務者への支援	21
	（3）制度の周知徹底.....	21
8	制度導入後の運用	22
	（1）使途.....	22
	（2）県と市町村の役割分担、市町村への配分.....	22
	（3）使途の見える化.....	23
	（4）使途についての検証体制	23
	（5）税収の適切な運用	24
	（6）制度導入後の見直しの実施.....	24
9	まとめ.....	25
10	おわりに.....	27
	参考	28

1 検討にあたって

コロナ禍を経て、全国の観光産業は力強い回復を見せており、急速な円安の影響も追い風となって、2025年の訪日客数は過去最多を更新した。国は、2030年にインバウンド消費額15兆円、旅行者数6,000万人を目指すという高い目標を掲げており、大分県観光としても更なる取組が必要となっている。

大分県においては、令和6年（2024年）の「福岡・大分デスティネーションキャンペーン」を契機に観光機運が高まり、同年の延べ宿泊者数は約833万人、外国人宿泊客数は約157万人弱といずれも過去最高を記録した。また、民間調査で魅力的な宿泊施設に対する満足度が3年度連続全国1位となるなど、事業者の温かいおもてなしにより、大分県観光への期待はかつてないほど高まっている。観光産業は、旅行需要による消費創出を通じて地域資源の活用や雇用創出に寄与する、大分県経済を牽引する極めて重要な「成長産業」である。

一方で、観光関連事業者における深刻な人手不足や、観光消費額・平均宿泊日数が全国平均より低いといった課題も顕在化している。加えて、今後10年で大分県の人口は100万人を割り込み、2050年には生産年齢人口が約3割減少すると推計されるなど、急速な人口減少社会に直面している。こうした中、交流人口の拡大を通じた経済循環の創出は、地方創生の切り札として大きな期待を寄せられている。

大分県では、2024年度を初年度とする長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン2024」を策定し、「世界に選ばれるおんせん県おおいた」を目指している。このビジョンを具体化する「日本一のおんせん県おおいたツーリズム戦略（2025-2027）」では、「住んでよし、訪れてよしの経済・環境・社会における持続可能な観光地域づくり」を推進指針に掲げている。これらを着実に推進し、高度化する観光課題に対処していくためには、従来の一般財源に頼るだけでは限界があり、安定的かつ継続的な財源の確保が不可欠である。

こうした背景から、令和7年5月、「大分県観光振興財源検討会議」が設置され、大分県の将来を見据えた観光振興財源のあり方について、これまで5回にわたり議論を行ってきた。本検討会議では、大分県観光の現状を踏まえ、宿泊事業者をはじめとする観光関連事業者や市町村等の関係者から丁寧に意見を聴取しながら、財源のあり方等について議論を重ね、今般、最終報告としてとりまとめを行ったものである。

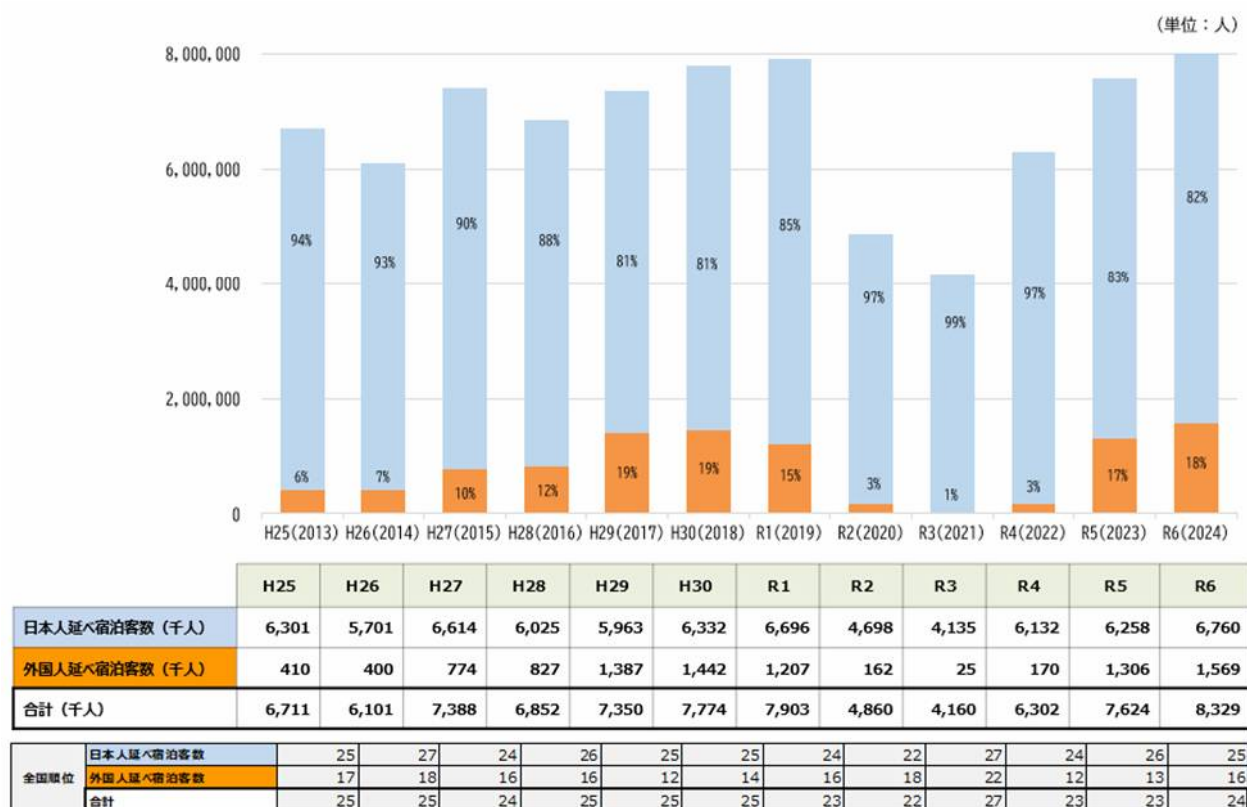
2 大分県観光の現状と課題

(1) 現状

① 宿泊者数

コロナ禍を経て、全国の観光産業は回復傾向を見せており、急速な円安の影響も追い風となつて、2025年の訪日客数は過去最多を更新した。大分県においては、令和6年（2024年）の国内及び国外の延べ宿泊者数が、統計開始後、過去最高数字を更新した（図1）。

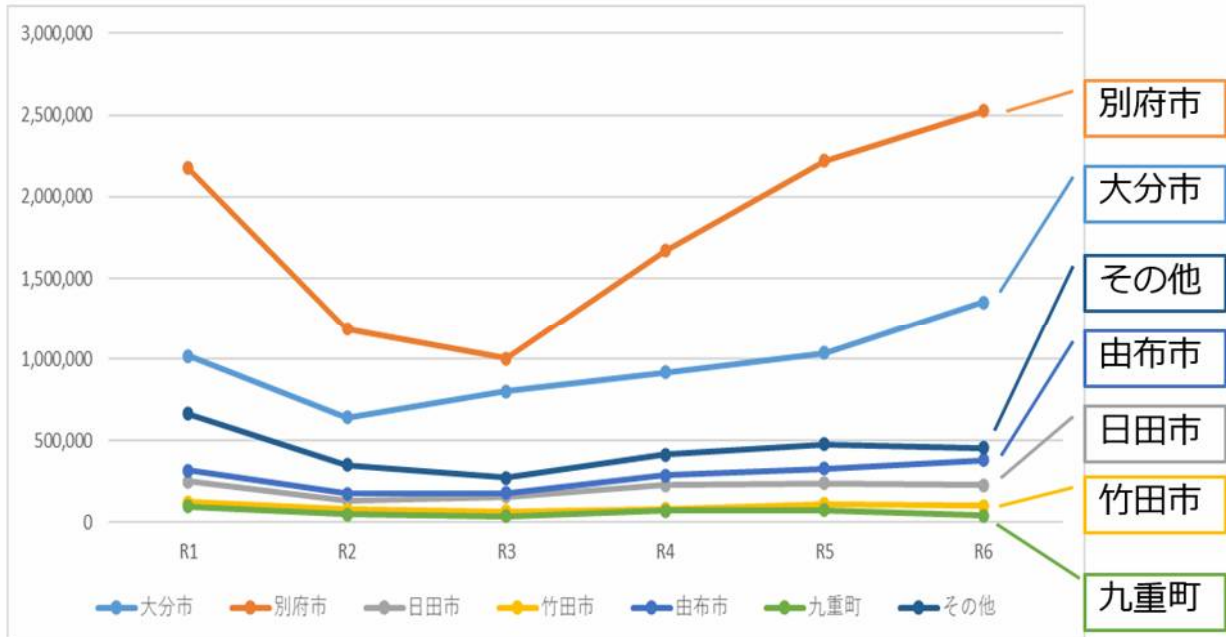
【図1 宿泊者数の推移】



(出典：宿泊旅行統計調査（観光庁）)

市町村別では、大分県の宿泊客の約8割が有名観光地である別府市、由布市と、県庁所在地である大分市に集中している（図2）。それ以外の地域への周遊は十分ではなく、県全域への広がりは十分とは言えない状況にある。

【図2 市町村別の宿泊者数の推移】



(出典：大分県観光統計調査(大分県))

※従業員数10人以上の県内宿泊施設の宿泊客数を調査したもの

② 観光消費額

大分県の観光消費額は、コロナ禍で令和2年～令和4年は落ち込んだものの、令和6年には観光消費額、消費額単価共に、ラグビーワールドカップ2019™が開催された令和元年の水準を上回り過去最高となっている(図3)。

【図3 観光消費額の推移】



	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
日本人 (百万円)	199,941	215,290	199,360	188,812	175,555	185,093	206,912	134,795	127,470	192,403	199,419	217,174
外国人 (百万円)	7,291	9,406	15,243	16,286	21,209	42,012	36,832	5,273	サンプル無し	52,074	75,671	
合計 (百万円)	207,232	224,696	214,603	205,098	196,765	227,105	243,743	140,068	127,470	192,403	251,493	346,845

(出典：共通基準による観光入込客統計(観光庁・大分県))

一方で、観光消費額や平均宿泊日数が全国平均より低いといった課題は存在している。国内旅行者の一人あたり単価は全国平均の60,600円に対し51,000円（民間調査会社調べ）に留まり、外国人観光客の平均宿泊日数も1.0泊（全国43位タイ）と極めて低い状況にある。（観光庁 R6年インバウンド消費消費動向調査より）

③ 将来人口推計

国立社会保障・人口問題研究所が2023年12月に公表した自治体別の新たな人口推計では、今後2050年にかけて、急速に少子高齢化・人口減少が進行し、官民双方の担い手不足が深刻化することが懸念されている。

大分県では、2020年に112万人余りであった人口が、2035年には100万人を割り込み、さらに2050年には約84万人になると推計されており、半数以上の10市町村において、人口が2020年比較で4割以上減少との推計がなされている（図4）。

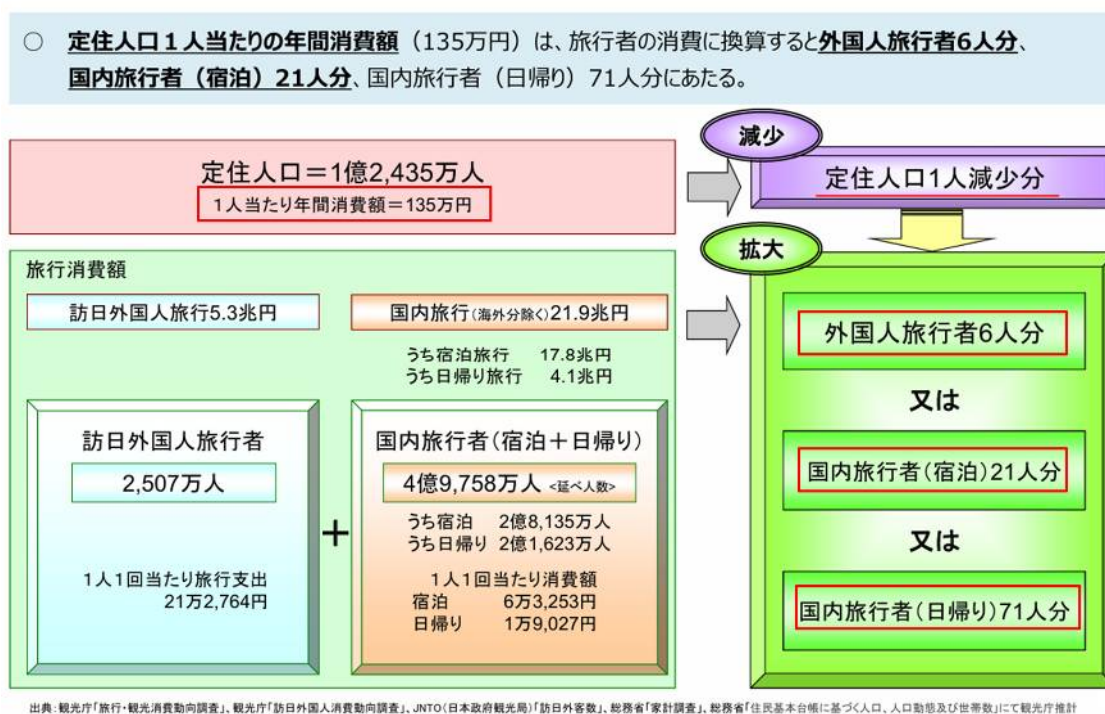
【図4】市町村ごとの地域別将来推計人口

	*斜字は、国勢調査による実績値							【単位：人】		
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2020年→2050年の減少率	2050年の65歳以上人口	65歳以上人口割合
大分県	<i>1,123,852</i>	1,077,540	1,031,171	984,098	936,394	888,208	841,343	-25.1%	340,708	40.5%
大分市	<i>475,614</i>	471,405	463,901	454,389	442,887	429,753	415,875	-12.6%	152,452	36.7%
別府市	<i>115,321</i>	110,673	105,401	99,833	94,229	88,874	84,031	-27.1%	34,611	41.2%
中津市	<i>82,863</i>	81,159	79,075	76,884	74,600	72,092	69,547	-16.1%	24,882	35.8%
日田市	<i>62,657</i>	58,000	53,844	49,908	46,086	42,395	38,839	-38.0%	17,818	45.9%
佐伯市	<i>66,851</i>	60,638	55,139	49,830	44,869	40,173	35,779	-46.5%	18,871	52.7%
臼杵市	<i>36,158</i>	32,750	29,907	27,161	24,535	22,088	19,842	-45.1%	10,269	51.8%
津久見市	<i>16,100</i>	14,064	12,381	10,792	9,342	7,987	6,800	-57.8%	3,873	57.0%
竹田市	<i>20,332</i>	17,960	15,912	14,123	12,518	11,039	9,699	-52.3%	5,264	54.3%
豊後高田市	<i>22,112</i>	21,038	19,926	18,866	17,853	16,850	15,895	-28.1%	6,692	42.1%
杵築市	<i>27,999</i>	25,198	23,291	21,496	19,761	18,074	16,456	-41.2%	8,284	50.3%
宇佐市	<i>52,771</i>	49,743	46,741	43,815	40,967	38,153	35,431	-32.9%	15,393	43.4%
豊後大野市	<i>33,695</i>	30,363	27,448	24,834	22,445	20,196	18,093	-46.3%	9,537	52.7%
由布市	<i>32,772</i>	31,568	30,359	29,175	27,966	26,726	25,542	-22.1%	9,733	38.1%
国東市	<i>26,232</i>	23,895	21,702	19,657	17,733	15,859	14,119	-46.2%	7,582	53.7%
姫島村	<i>1,725</i>	1,484	1,272	1,072	883	715	558	-67.7%	404	72.4%
日出町	<i>27,723</i>	27,098	26,377	25,642	24,854	24,028	23,163	-16.4%	9,025	39.0%
九重町	<i>8,541</i>	7,690	6,867	6,109	5,417	4,758	4,159	-51.3%	2,217	53.3%
玖珠町	<i>14,386</i>	12,814	11,628	10,512	9,449	8,448	7,515	-47.8%	3,801	50.6%

（出典：国立社会保障・人口問題研究所）

観光庁によると、外国人旅行者であれば6人分、国内宿泊旅行者であれば21人分の消費が、定住人口1人あたりの年間消費額（約135万円）にあたると試算しており（図5）、人口減少社会において、観光振興による交流人口の拡大は、地域を活性化させ、地域経済の好循環を生む起爆剤として期待されている。

【図5 観光交流人口増大の経済効果（2023年）】



※観光庁資料から抜粋（赤線部分追記）

（2）観光振興に対する課題

① 特定地域への観光客集中

大分県では、全国的にも有名な別府・由布院といった有名温泉地に観光客が集中している一方で、集中している観光客を県内他地域へ周遊・送客させることが十分にできているとは言えない状況にあり、県全体への波及に繋げていくことが課題としてあげられる。

また、観光客が集中している地域では、公衆トイレの不足や道路渋滞、飲食店や公共交通機関の混雑が常態化しているほか、私有地への無断立ち入りやゴミのポイ捨て等、一部のマナーを守らない観光客の存在により、観光客の満足度低下と地域住民の生活環境への影響が大きな課題となっている。

② 受入環境の整備不足

観光客が集中する地域においては、上記①で言及した課題へ対応するための受入インフラの不足が課題となっている。誘客が課題となる周辺地域では、多言語表記や情報通信環境といった受入の土台が依然として不足しており、ストレスのない周遊を妨げる要因となっている。

加えて、宿泊施設等の観光産業の現場では、慢性的な人手不足が生じているほか、宿泊施設のデジタル化や施設のバリアフリー化等が十分でないという声もある。

インバウンドを中心に年々観光客が増加する中、こうした課題に向き合い、受入環境の充実に取り組む必要がある。

③ 周辺地域への周遊促進

山間部や農村部を含む県内各地への移動手段となる二次交通の不足は、個人旅行者の周遊を妨げる大きな要因となっている。周遊や滞在を促し、県経済への波及効果を最大化するためには、県内地域への周遊促進や滞在時間の延長に向けた、地域独自の魅力的なコンテンツの磨き上げや、観光地への二次交通改善、ライドシェア（※1）やデマンド交通（※2）の導入検討を含めた抜本的な対策が求められている。

④ 需要の平準化

近年、温暖化の影響により、令和7年夏季（6～9月）の大分県内の平均気温は、観測史上最高を記録した。県内では日田市の猛暑日（最高気温35℃以上の日）が、国内の過去最多記録に並んだ（令和7年日田市猛暑日日数：62日）。最大の観光資源である温泉＝熱いというイメージとも相まって、「酷暑の続く夏場は旅行先として選ばれにくい」という事業者の声がある。

他方で、県内には高原や鍾乳洞、渓谷等、涼しさを感じることのできるエリアやスポットが存在しており、日田市内においても津江地域の川遊びや夕暮れ時の三隈川の屋形船等、暑さの中に涼しさを感じ取れることのできる資源を有しているところ、今後はそれらを活かした閑散期ともいえる夏季の誘客対策が求められている。

⑤ 危機管理体制の構築

観光は、豪雨や地震といった自然災害はもちろん、国際情勢の変化、感染症の流行といった外的なリスクに対して極めて脆弱な産業である。

大分県においても、過去に幾度も日田市天ヶ瀬や由布市湯平、九重町宝泉寺等の山間部の温泉地が被害にあっており、平時からの観光危機管理計画の策定や、発災時における迅速な情報発信・風評被害対策、事業継続支援といった体制の整備が必要である。

⑥ 観光推進体制の強化

これまでの大分県観光の推進体制は、データ集約・分析が一元化できているとは言えず、データに基づくマーケティング施策が不十分、かつ専門的なノウハウの蓄積が困難な体制であった。

現在、勘や経験に頼らないデータマーケティングを柱とする施策展開を行うための基盤の確立と、観光推進体制、特に県域DMO（観光地域づくり法人）である公益社団法人ツーリズムおおいた（以下「ツーリズムおおいた」という）と県観光局との連携、役割分担等に先んじて取り組まれているが、緒に就いたばかりで、今後、取組を強化する必要がある。

<用語解説>

※1 ライドシェア・・・自家用車を活用した有償運送を提供する仕組み。日本では公共ライドシェアと日本版ライドシェアの2つが存在。

公共ライドシェア （自家用有償旅客運送）	バス事業やタクシー事業によって輸送手段を確保することが困難な場合、市町村やNPO法人等が、自家用車を活用して提供する有償の旅客運送サービス
日本版ライドシェア （自家用車活用事業）	タクシーが不足する地域・時期・時間帯において、タクシー事業者の管理の下で、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービス

※2 デマンド交通・・・利用者の予約や呼出し等のその時々々の需要（デマンド）に応じ、バス等がルートや時間等の運行形態を柔軟に変更し、利用者の場所へ寄り乗降する交通の仕組み。

3 大分県の観光振興施策

(1) 第5期日本一のおんせん県おおいたツーリズム戦略(2024.3策定)

大分県が令和7年3月に策定した「日本一のおんせん県おおいたツーリズム戦略(2025~2027)」(以下、「ツーリズム戦略」という)では、「住んでよし、訪れてよしの持続可能なおんせん県~おおいた観光を次のステージへ~」をスローガンとして掲げ、地域住民、観光関連事業者、旅行者がそれぞれの立場から、地域資源を損なうことなく、現在から将来に引き継ぐための経済・環境・社会における持続可能な観光地域づくりを共に行うことを目指している。

数値目標としては、令和9年度(2027年度)に観光消費額2,982億円、住民満足度80.0%、再来訪意向率90.0%、県内宿泊客数8,515千人(うち外国人1,484千人)を設定している。これらの達成に向け、勘や経験に頼るのではなく、施策立案、現状分析、効果検証等の全てのプロセスにおいてデータを活用するデータマーケティングに基づく施策の展開を重要視している。

主な取組としては、以下の6つを軸に施策を展開することと明記している。

① 地域と旅行者の相互理解による地域生活・環境・文化の構築

地域住民、事業者、旅行者の相互理解による取組や、地域資源の適切な活用により、持続可能な観光地域づくりを推進するとともに、旅行者の行動の質を高めるレスポンシブルツーリズム(※3)を推進する。

② 多様化する旅行ニーズに対応する受入環境の整備

誰もが安心して快適な旅行をするためのユニバーサルツーリズム(※4)の推進、周遊に向けた交通環境の整備・周知、観光危機管理体制の整備及び観光案内所等のネットワークの深化を図る。

③ 人材の確保・育成を重視した地域経済の安定的な成長

観光産業や観光地域づくりを担う人材の持続的な確保・育成を図るとともに、DXによる業務省力化やキャッシュレス決済の普及、新たな観光サービスの創出等による観光産業の基盤強化を推進する。

④ 地域素材の磨き上げ

魅力ある多様な温泉の活用と保護・適正利用に加え、自然、歴史・文化、芸術、食等の地域資源を最大限に活用した高付加価値コンテンツの造成・磨き上げを促進する。

⑤ “選択”と”集中”による戦略的な誘客

データマーケティング等によるPDCAサイクルを基に、経済効果の高いターゲットの選択と集中的な情報発信及び具体的なターゲットに焦点を当てた効果的な誘客施策を展開する。

⑥ 県観光推進体制の強化

県域DMOであるツーリズムおおいの専門性（マーケティング、地域マネジメント機能）を強化し、県や地域との連携を深めることで、大分県観光を牽引し一元的に施策実施できる体制を確立する。

なお、ツーリズム戦略では、「観光」を、以下のとおり定義している。

【観光の定義】

「継続して1年を超えない期間で、レジャー、ビジネス、その他の目的で日常生活圏外の場所を訪れ、そこで滞在する人々の諸活動」

※世界観光機関（UN Tourism）の「ツーリズム」定義を参考としたもの

【観光の例】

観光施設利用、周遊、まち歩き、飲食、各種体験、レジャー、ビジネス、出張、視察・研修、教育 等

大分県では、「観光」を、レジャーやサイトシーイングを目的に来訪する、狭い意味での観光、旅行に限定しておらず、ビジネス、教育、視察等の目的を含む、広義の来訪・滞在活動と定義している。ツーリズム戦略においても、教育旅行の受入や受入環境の整備を施策として掲げているとおり、様々な目的を持つ全ての来訪者を観光振興施策の対象（＝受益者）として捉えている。

したがって、本検討会議においても、この定義を念頭において議論を進めることとした。

<用語解説>

※3 レスポンシブルツーリズム・・・責任ある（＝レスポンシブル（responsible））観光。観光客一人ひとりが、訪れる地域の自然や生態系に配慮し、その土地の慣習、マナー、地域住民の生活等を尊重した行動をとることで、持続可能な観光を推進するという考え方。観光客のマナー向上によるゴミのポイ捨て、私有地への無断立ち入り等の問題解消や、観光客にとって満足度の高い観光の実現等が期待でき、観光地と観光客の双方にメリットがある。

※4 ユニバーサルツーリズム・・・高齢や障がい等の有無にかかわらず、全ての人が安心して楽しめる旅行。

（観光庁ホームページ「ユニバーサルツーリズムの推進」より）

https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kihonkeikaku/kokunaikoryu/kaitaku/universal-tourism.html

(2) 大分県観光の更なる発展に向けた有識者会議（2025.3 とりまとめ）

ツーリズム戦略の策定とあわせ、大分県観光の更なる発展を目指し、組織体制や財源等の観光推進体制の抜本的な強化・見直しを行うため、令和6年12月に「大分県観光の更なる発展に向けた有識者会議」が設置され、検討結果が令和7年3月に取りまとめられている。

検討結果の主な内容は以下のとおりである。

(基本的な考え方)

大分県全体が一体となって観光を推進するためには、県域DMOであるツーリズムおおいたが、大分県観光の旗振り役となり、地域の団体や事業者等を牽引する存在となることが必要不可欠である。そのために、各主体の役割分担を明確化し、DMOが担うべき役割はツーリズムおおいたが一元的に実施すべきである。

(財源の確保)

新たな観光需要に対応するため、中長期的な財源確保に向けた検討が必要であり、受益者負担の観点から宿泊税等の特定財源についても検討すべきである。

特定財源は、ツーリズム戦略を着実に実行し、大分県観光全体を更に発展させるための地域の観光施策を担う財源である。検討の際は、受益者負担の観点から旅行者のための財源であるという前提のもと、用途を明確化し、充当できないものを明確にしておくことも必要である。

また、県内自治体・事業者等との慎重かつ丁寧な議論、県民への丁寧な説明が必要である。

(機能強化と人材)

大分県観光の旗振り役となるツーリズムおおいたの専門性強化と人的ネットワークの構築に向け、中核的なポストへのプロパー人材の確保・育成を行うべきである。また、民間発想の機動的な組織を実現するため、マーケティングの知識を有する民間経験者を、事業執行責任者として登用すべきである。

4 事業・財政需要

(1) 今後、必要となる事業・財政需要

大分県の観光の現状と課題、ツーリズム戦略の基本的な考え方や6つの施策を踏まえ、他の自治体の先進事例等も参考にしながら、大分県観光を次なるステージに引き上げるための新たに、あるいは拡充して実施すべき施策を以下のとおり整理した。

なお、大分県における観光地域づくりを全县一体となって推進するためには、広域的な取組を担う県のみならず、観光客を直接受け入れる各市町村における必要施策を考慮することが不可欠であるため、取組内容(例)の中には、県が広域的観点から取り組む施策に加え、市町村が基礎自治体として取り組む施策への支援も含むものとする。

戦略	課題	施策例
1 地域と旅行者の相互理解による地域生活・環境・文化の構築	地域住民と旅行者の共生	<ul style="list-style-type: none"> ・レスポンスブルツーリズムの啓発パンフレット ・地域住民が自ら地域の魅力を語り、発信するシビックプライド(※5)の醸成
2 多様化する旅行ニーズに対応する受入環境の整備	ユニバーサルツーリズム	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設における施設改修・備品整備の補助(バリアフリー化、子ども連れ、ペット連れ対応等)
	周遊に向けた交通環境の整備・周知	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した観光地へのアクセス充実対策(ライドシェア、デマンド交通の導入普及等) ・レンタカーの利用支援 ・グリーンスローモビリティ(※6)の運行
	受入環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・観光案内標識、観光パンフレット等の多言語対応、ピクトグラム表示 ・主要観光地、交通拠点への無線通信環境の整備 ・観光客が集中する観光地の公衆トイレ新設 ・観光地の公衆トイレの洋式化・バリアフリー化 ・主要駅へのエレベーター設置やサイネージ導入 ・既存観光看板の多言語化・内容更新 ・宿泊施設等の利便性向上に向けた改修支援 ・観光案内所の機能強化 ・簡易宿所、民泊施設の適正化や違法の疑いがある施設の調査・指導
	観光危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・観光危機管理計画策定 ・風評被害対策 ・BCPの策定支援

3 人材の確保・育成を重視した地域経済の安定的な成長	人材確保・活用	・観光関連事業者における外国人、高齢者、障がい者等の多様な人材活用支援
	DX・デジタル化	・宿泊施設や小売・飲食店等のデジタル化支援
	需要の平準化	・夏季等の閑散期の誘客や、混雑を回避した観光を促すプロモーション
4 地域素材の磨き上げ	県内周遊の促進、周辺部への送客	<ul style="list-style-type: none"> ・富裕層向けの高付加価値コンテンツの造成・磨き上げ。トラベルデザイナー（※7）との連携。 ・県内周遊の促進、広域連携、観光案内所等のネットワーク化 ・伝統芸能の保存継承 ・夜間・早朝観光の充実 ・温泉・飲食・体験利用のデジタルクーポン発行による周遊・消費促進 ・新たな特産品や「食」等の体験型コンテンツの開発
5 “選択”と”集中”による戦略的な誘客	魅力発信の強化	・データマーケティングに基づく選択と集中の魅力発信
	マーケティング機能の強化	・県域レベルのマーケティング機能の強化に向けた人材の確保・育成
6 観光推進体制の強化	推進体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・県域DMOのマーケティング（データ収集等）、地域マネジメント機能強化 ・地域DMOの機能強化支援、各主体との連携強化

<用語解説>

※5 シビックプライド・・・「都市に対する市民（＝シビック（Civic）の誇り（＝プライド（Pride）」のこと。単なる自慢や郷土愛ではなく、自分自身がかかわって地域をよくしていこうとする、当事者意識に基づく自負心を指す。

※6 グリーンスローモビリティ・・・環境負荷が少ない電気自動車（グリーン）であって、時速20km未満（スロー）で公道を走ることができる車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称。導入により、地域が抱える様々な交通の課題の解決や低炭素型交通の確立が期待される。

（国土交通省ホームページ「グリーンスローモビリティ」より）

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_fr_000139.html

※7 トラベルデザイナー・・・パッケージツアーとは異なり、顧客一人ひとりの要望や興味関心に合わせて、ティラーメイドの旅行プランを企画・手配する専門家。

(2) 施策実施の優先順位

上記(1)で掲げた施策は、大分県観光振興のためには全て重要な施策であるが、有限である財源を効果的に活用するため、優先して実施すべき施策について、以下のとおり整理した。

1. 最優先 根幹であり、全てにおいて優先されるべき施策

① 観光推進体制の強化

- ・戦略的な誘客・情報発信や、受入環境整備等の施策を推進するためには、その旗振り役となる組織体制が強く、専門性を有していなければならない。
- ・そのため、観光地域づくりの旗振り役となるDMOにおけるマーケティングや地域マネジメント等の専門性強化は、全ての事業の根幹として、最優先で取り組むべき施策である。

② 危機管理

- ・観光は自然災害、感染症、国際情勢の変化等といった、外的リスク要因にさらされる脆弱性を有している。大分県においても、過去に豪雨災害や地震等により、地域の観光地が甚大な被害を被った経験がある。
- ・こうした不測の事態においても、観光客、観光関連事業者の安全・安心を確保し、迅速な情報発信や風評被害対策、事業継続支援を平時から準備しておくための観光危機管理についても、DMOの強化と並び、最優先で取り組むべき施策である。

2. 優先

最優先事項である上記2点を行ったうえで、旅行者の満足度向上と地域経済への波及を最大化するため、以下の課題に迅速に取り組む。

③ 受入環境の充実

- ・急増するインバウンド観光客への対応（多言語化、免税店、通信環境の整備等）に加え、深刻化する宿泊施設の人手不足を補うためのデジタル化やバリアフリー化等

④ 地域の魅力向上

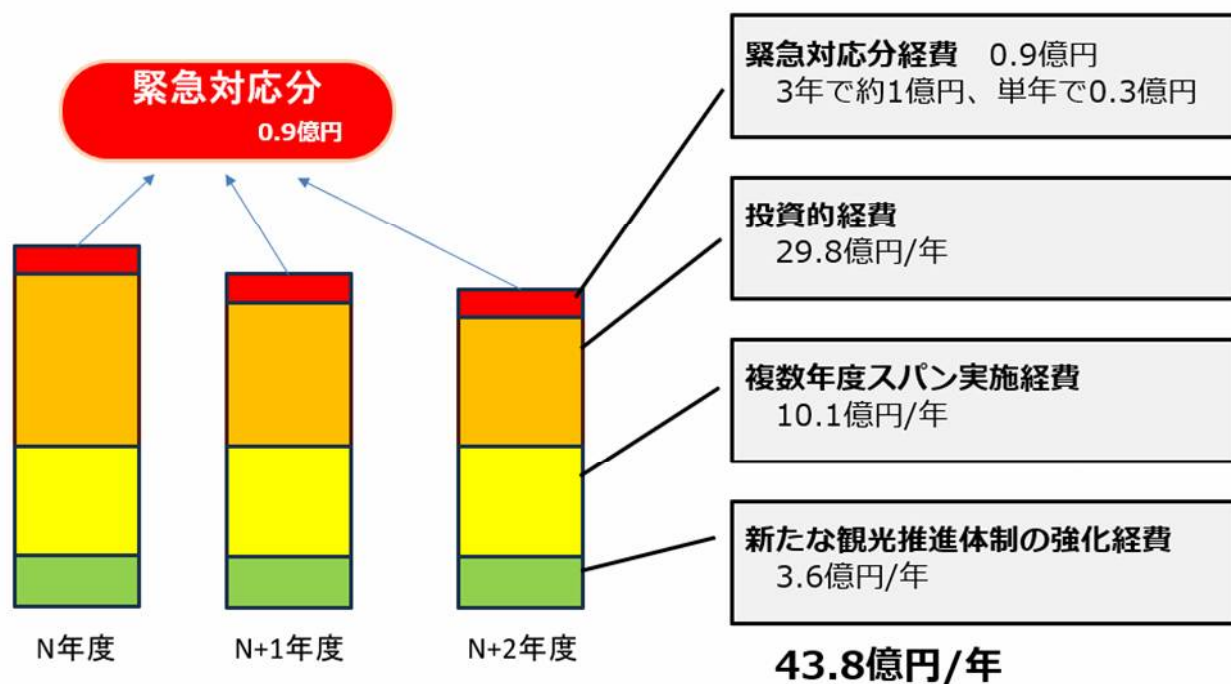
- ・別府や湯布院以外の全県域への周遊、観光消費額の増大を図るため、県内各地に埋もれている地域観光資源に光を当て、高付加価値な体験メニューの開発や、早朝・夜間のコンテンツ充実等

⑤ 県内の周遊促進に向けた交通環境の整備

- ・県内の山間地や農村漁村部等の魅力的な観光資源へストレスなくアクセスしやすくなるよう、既存の公共交通を補完するライドシェアの検討やデマンド交通の導入等

(3) 新たな財政需要の種別・事業規模

これらを事業の性質や実施期間に応じて平準化すると、平年度ベースで年間約43.8億円の新たな財源が必要となる見込みである。



性格	内容
観光推進体制の強化経費	DMOの専門人材確保、データマーケティングプラットフォームの運用等
緊急対応分	災害時の風評被害対策や復興支援に備えた平時からの積立
投資的経費	宿泊施設のバリアフリー化・洋式化補助、観光施設の多言語化、デジタル化支援等
複数年度実施経費	閑散期対策としての需要の平準化、広域周遊を促すプロモーション、二次交通対策等

上記の財政需要については、他自治体における施策の事例等を参考に試算した現時点における一定の目安であることに留意が必要である。金額については、県・市町村ともに現時点の概算によるものであり、確定したものではない。算出根拠となった事業項目の中には、宿泊施設への補助等、県と市町村で重複している内容が一部見受けられる。今後、県と市町村の役割分担の整理を含め、更なる精査を要するものである。

また、実際の具体的な事業内容、施策の優先度については、新たな観光振興財源が確保された後の年度の具体的な予算編成の過程において、改めてその効果や必要性を厳格に検討・精査すべきものである。

しかしながら、観光推進体制の強化や受入環境の整備等、観光客を迎え入れるために不可欠な財政需要が将来にわたって一定規模で発生することは明白と言える。そのため、施策の実施を安定的に支えるため、財政需要を一定程度賄う新たな観光振興財源を確保していく必要があることが確認できた。

5 財源

(1) 新たな観光振興財源の必要性

4(3)で述べたとおり新たな財政需要に対し、中長期的に安定財源を確保するためには、これまでの予算措置では、今後人口減少が進む中、社会保障関係費の増大等の影響もあり、限界がある。受益と負担の適正化を図りつつ、観光振興のための施策を実施するための安定財源を確保することが必要である。

(2) 財源の種類

新たな財源(=負担)の導入にあたっては、主として、旅行者が行政サービスから得ている便益に着目し、その費用の負担を求める「受益者負担」の考え方を基本として検討を進めた。

旅行者は、新たな行政需要を生み出すにとどまらず、地域に滞在する期間中、道路、公衆トイレ、観光案内看板、街灯といった公共インフラを利用するとともに、ゴミ処理、消防、救急といった地域住民の生活を支える多岐にわたる行政サービスを、住民と同様に等しく享受していると考えられる。

観光振興施策を通じてこれらの受入環境を維持・向上させることは、旅行者の利便性や満足度の向上に直結するものである。したがって、旅行者の満足度をさらに高め、持続可能な観光地域づくりを推進するための財源を検討するにあたっては、行政サービスから受ける便益に対する応分の負担を求めることが適当である。

(3) 財源確保の手法

財源確保の手法として、「協力金・寄付金」、「ふるさと納税」、「税(法定外税)」を比較検討した結果、持続可能な観光地域づくりのためには、負担が任意となる寄付金やふるさと納税ではなく、公平かつ安定した財源確保が可能となる「税」が最適であるとの結論に至った。

その上で、旅行者の観光行動に着目し、課税対象となる行動(入域、移動(駐車場利用)、宿泊)ごとに、下記のとおり検討を行った。

観光行動	課税対象	先行自治体の財源導入例		負担者
入域	地域への入域行為	環境協力税(沖縄県渡嘉敷村等)	入島につき一定額を徴収し、受入環境整備や環境美化等に活用	該当自治体への訪問者
駐車	駐車場の利用	歴史と文化の環境税(太宰府市)	有料駐車場への駐車1回につき、一定の税額を徴収し、文化財保全や環境美化等に活用	一時有料駐車場の利用者
宿泊	ホテル等への宿泊行為	宿泊税(福岡県等)	旅館・ホテル等への宿泊につき、一定の税額を徴収し、観光客受入等の施策に活用	旅館・ホテル等の宿泊者

「入域」について

離島等の限定された地域では導入事例があるが、大分県のような陸続きの地域においては、一般道路等による入域行為を捕捉することが事実上不可能であり、徴収のための行政コストが膨大となる。

「駐車」について

駐車場の利用行動への課税は、旅行者等と地域住民の日常的な利用を区別することが極めて困難であり、住民の生活に過度な負担や混乱を招く恐れがある。

「その他の観光行動（公共交通機関の利用、土産物購入等）」について

先行自治体に税の事例がないが、バス・鉄道等の公共交通機関の利用、飲食や土産品購入等の行動も「駐車」と同様である。

「宿泊」について

ホテル・旅館等の宿泊施設での宿泊行為は、事業者の協力を得ることにより、課税対象の捕捉が可能である。

地域住民の日常利用との区別も一定程度可能であり、旅行者の担税力（地域における消費能力）に着目し、一定の負担を求める手法として、他自治体での先行事例も多い。

以上の検討の結果、新たな観光振興財源の種類として「宿泊税」を軸に検討を進めることが最も適当であるとの結論に達した。

他方で、宿泊客・日帰り客を含めた旅行者間の受益と負担の関係の公平性を確保する観点から、宿泊税以外の多様な財源確保のあり方（例：入域行為や交通行為への負担）についても、継続的な調査・検討が必要である。

6 税制

(1) 基本的な考え方

宿泊税については、宿泊者が滞在中に受ける行政サービスの便益に対して、その受益の程度に応じた応分の負担を求める直接消費税としての性質を持つものである。税制度の構築にあたっては、以下の3つの基本原則を踏まえて検討を行った。

公平：負担能力のある人に等しい負担を求める観点（水平的公平）だけでなく、負担能力が異なる人同士の間には適切な差異を設けた負担を求める（垂直的公平）もの。

中立：税制が個人や企業の経済活動を歪めることがないもの。

簡素：納税義務者に制度がわかりやすいもの。

(2) 課税客体

課税客体（課税する対象）の検討にあたっては、まずは「一定の消費能力（税金を負担する経済的な力）があること」が前提であり、さらに「税負担を求める対象行為を正確かつ容易に把握できること」が必要である。この2つがポイントとなる。

<1>消費能力があること

宿泊税の使途は、旅行者の満足や利便性向上に繋がる行政サービスを基本としており、一定の消費能力がある旅行者から広く負担を求めることが想定される。一般的には、地域外から来訪し宿泊する者は、宿泊行為のみならず、飲食や移動、土産物購入等、より高い消費能力があると考えられる。

<2>税負担の対象行為の把握

前章記載のとおり、宿泊行為は税負担の対象行為として正確かつ容易に把握できる。

以上により、課税する対象は「宿泊施設への宿泊行為」が相当と考えられるが、その際に「宿泊施設」をどう定義するかが論点となる。

先行自治体の例を見ると、東京都は旅館業法に規定する「ホテル・旅館」に限定し、簡易宿所や、住宅宿泊事業法上の施設（いわゆる民泊）は対象外としている（令和8年2月時点）が、それ以外の自治体については、旅館業法に規定する「ホテル・旅館」、「簡易宿所」及び「住宅宿泊事業法上の施設（以下、「民泊」と言う）」が対象となっている。

行政サービスの受益の程度は、宿泊施設の形態にかかわらず等しいと考えられることから、公平の観点から、対象施設は限定せず、他の自治体同様、ホテル・旅館、簡易宿所、民泊の施設での宿泊行為について、課税客体とすることが望ましいと、結論づけた。

(3) 徴収方法

徴収方法は、先行自治体同様に、宿泊代金とともに宿泊事業者が宿泊者から徴収し、県に納入する「特別徴収」が適当である。

(4) 税率

税率の設定については、宿泊料金に一定割合を乗じた額を税額とする「定率制」、宿泊数に一定額を乗じた額を税額とする「定額制」の大きく2つの税率が存在する。このうち「定額制」には、宿泊料金にかかわらず一律の税額を定めた「一律定額制」、宿泊料金の区分に応じて税額を設定する「段階的定額制」があり、計3種類の税率が、日本国内の先行事例で存在している。

それぞれの税率について、「宿泊客の負担感」「宿泊客の負担と受益との関係」、「宿泊施設の負担」等の観点から、以下のとおり比較検討を行った。

分類	定率制	定額制（一律定額制）	定額制（段階的定額制）
宿泊客の負担感	○ 低額料金を支払う宿泊客は、税の支払額が少なく負担が少ない。	△ 低額と高額と税額が同じであり、低額の宿泊客の負担感が大きい。	○ 宿泊料金の多寡に応じて、税額に一定の差異を生むことが出来るため、宿泊客の負担感は一律定額制と比べて少ない。
宿泊客の負担と受益との関係	△ 宿泊料金の多寡に応じて、行政サービスの差異は生じないと考えられ、不公平感を生む可能性	○ 行政サービスは一定であり、受益と負担との乖離が生じない。	△ 宿泊料金の多寡に応じて、行政サービスの差異は生じないと考えられ、不公平感を生む可能性
宿泊施設の負担	△ 個別の宿泊毎に食事代等を除いた1人当たりの素泊まり料金の算出や、税額計算が必要となり、事務負担が大きい。	○ 素泊まり料金の算定や税額計算が不要となり、負担が少ない。	○～△ 定率制に比べると特別徴収義務者の負担は少ない。ただし、素泊まり料金の計算は必要
物価変動	○ インフレ・デフレによる影響を大きく受けない。 ○ 物価変動の影響を受けない定率制の方が、必要な財源を確保出来るのではないかと。	△ インフレ・デフレ対応には条例改正が必要 △ 宿泊施設の価格帯が幅広いことを考慮すると、一律定額制は不公平感がある。	△ インフレ・デフレ対応には条例改正が必要 ○ 定額制の方が良いが、宿泊料金一律の定額となると不公平感があるので、段階的な定額を取り入れることができれば、ある程度不公平感は解消できる。
事業者からの声	オーナー	○ 定額制の方が簡便で良い。	○ 定額制の方が簡便で良い。
	現場	△ 定額制の方が簡便で良い。	○ 定額制の方が簡便で良い。

定率制の場合、特に低額の宿泊料金を支払う宿泊客は税の負担額も比例して少なくなるため、宿泊客の負担感は少ないが、端数計算等、宿泊施設における事務負担が極めて大きいと予想される。現場のオペレーションの簡素化・負担軽減を優先的に考え、定額制が適当であるとの総意に至った。

そのうえで、一律定額制では、低額料金の宿泊者と高額料金の宿泊者の税額が同じ額であり、低額の宿泊客における負担感が大きいことから、宿泊料金帯に応じて定額金額に段階を設ける「段階的定額制」が適当であると結論づけた。

(補足：定率制について)

現時点では、定率制を採用した場合、宿泊ごとの素泊まり料金の算出や税額計算に伴う宿泊事業者の事務負担が極めて大きくなる懸念されるため、まずは現場のオペレーションに配慮し、段階的定額制を軸として検討を行ったところである。

現実には、沖縄県等の一部自治体では、定率制導入の動きがある。また、東京都においても定率制への見直しの議論も行われている。

今後、県内の宿泊施設におけるデジタル活用の進展状況や、他自治体における定率制の運用状況、県内の宿泊価格帯の動向等を踏まえ、引き続き検討の対象とすべきである。

なお、定額制の課税標準は宿泊数であり、宿泊者が宿泊以外にその地域での観光や飲食等といった幅広い消費を行いうることを前提とした課税方式である。一方で、定率制の課税標準は宿泊料金であり、宿泊料金そのものを支払う能力に着目した課税方式となることから、両者の課税に対する考え方は根本から大きく異なるものである。そのため、将来的な定率制への採用の是非を検討するにあたっては、課税の趣旨を改めて整理することが必要となる。

(段階的定額制の税率設定の考え方)

段階的定額制の宿泊料金帯ごとの税率区分の設定（〇万円以上は1泊〇〇〇円等）にあたっては、以下の視点と考え方により検討を行った。

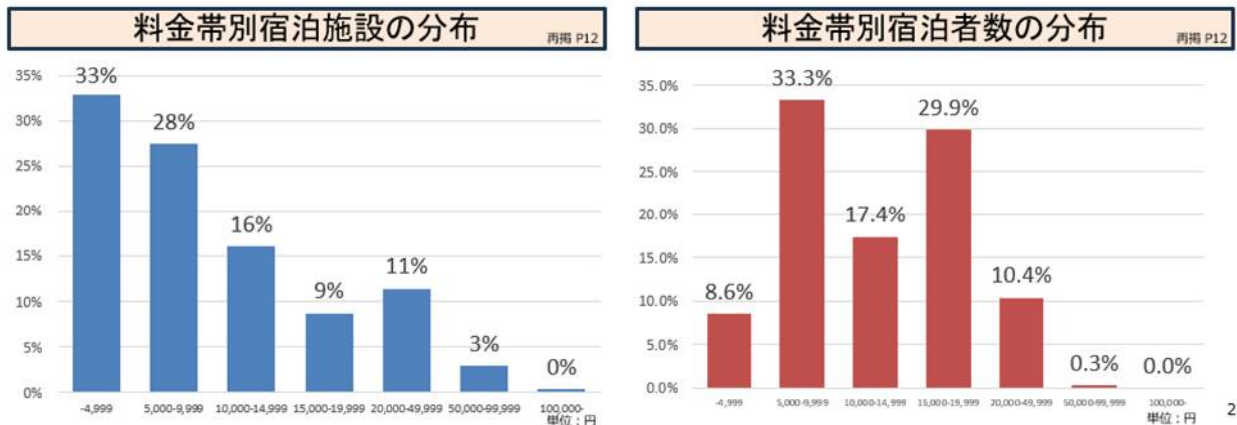
視点	考え方
公平性の確保	・水平的公平性の観点から、低料金の宿泊施設でも、広く薄く負担を求める必要
低料金帯への配慮	・垂直的公平性の観点から、宿泊料金に応じて、一定の差を設ける税額設定が必要
財政上の対応	・県、市町村のそれぞれの財政需要に対して、一定程度の財源規模を確保する必要
事業者負担の配慮	・特別徴収義務者である宿泊事業者の負担を考慮し、段階をあまり作りすぎないように配慮する必要

(ボリュームゾーンの料金帯)

県が県内宿泊事業者を対象に実施したアンケート結果によると、大分県内の料金帯の「ボリュームゾーン」は、宿泊者数の約8割を占める5,000円から20,000円未満の料金帯と考えられ、このボリュームゾーンの料金帯で税率の区切りを設けることは避けるべきである。

税率区分の設定にあたっては、このボリュームゾーンの料金帯(5,000～20,000円未満)を軸に、それよりも低い料金帯(5,000円未満)への配慮や、それよりも高い料金帯(20,000円以上)の担税力(税金を負担する能力)に応じた適切な区分を検討することが妥当である。

【図5 料金帯ごとの宿泊施設・宿泊者の分布 (宿泊事業者へのアンケート結果より)】



(税率設定の検討と税収試算)

段階的定額制を採用している先行自治体では 100 円から 10,000 円の間で設定している。

<先行自治体の税率設定状況(単位:円)>

	5000未満	5,000円～	10,000円～	15,000円～	20,000円～	25,000円～	30,000円～	35,000円～	40,000円～	45,000円～	50,000円～	60,000円～	70,000円～	80,000円～	90,000円～	10万円以上	
東京都	免税		100	200													
大阪府	免税	200		400	500												
北海道	100			200					500								
金沢市	免税	200			500												
長崎市	100		200		500												
ニセコ町	200				500					1,000			2,000				
京都市(現)	200				500					1,000							
京都市(令和3年3月～)	200		400		1,000					4,000			10,000				

※金沢市の免税点は 6,000 円

納税義務者である宿泊者にとって過度な負担にならない税率設定という点を考慮すると、先行自治体事例の範囲内で設定することが望ましい。先行例を参考に、ボリュームゾーンの料金帯を 100 円(Aパターン)、200 円(Bパターン)の2つで税収を試算した結果は次の表のとおり。

	宿泊者数推計 (割合)	Aパターン		Bパターン	
		税率	税収試算	税率	税収試算
低い料金帯 5,000円未満	71万4千人 (9%)	50円	3,571万円	100円	7,143万円
ボリュームゾーン 5,000～20,000 円未満	671万6千人 (80%)	100円	6億7千万円	200円	13億4千万円
高い料金帯 20,000円以上	89万7千人 (11%)	200円	1億8千万円	500円	4億5千万円
合計		8億8千万円		18億6千万円	

※Aパターンの試算における低い料金帯の税率 50 円という税率は前例がないが、公平性の確保の観点から、ボリュームゾーンの料金帯の 100 円よりも低い 50 円とした。

上記の試算によると、第4章で整理した必要な財政需要を一定程度確保できるBパターンを軸に検討するべきと考える。

(高額料金帯の宿泊施設への対応)

大分県においては、別府や由布院を中心に、宿泊料金が 10 万円を超える高額料金帯の施設が一部に存在しており、今後も新たなラグジュアリーホテルの開業が県内各地で予定されている。こうした状況に鑑み、負担能力に応じた適正な負担(垂直的公平)を確保する観点から、10 万円以上の高額な宿泊に対して、Bパターンの最高税率である 500 円を上回る税額設定も必要ではないかとの意見が出された。

仮に 500 円を超える税率を設定する場合、先行事例では、10,000 円（京都市 R8.3.1 施行）や 2,000 円（ニセコ町）等が存在するが、B パターンの税率を見ると、5,000 円未満 100 円の場合、宿泊料金に対する割合は 2%、5,000 円以上～20,000 円の 200 円は、1 万円の宿泊料金の場合は 2%（2 万円の場合 1.0%）、20,000 円以上の 500 円は、2 万円の宿泊料金の場合 2.5%という点を考慮すると、10 万円の 2%にあたる 2,000 円の設定が妥当ではないかと考えられる。

（5）免税点

免税点（一定料金未満の課税除外）については、低料金帯の宿泊者であっても等しく行政サービスを享受していること、また制度を簡素化し、小規模な事業者とも行政・DMOが継続的な接点を持つという観点から、原則として「設けない」ことが適当である。

（6）課税免除

課税免除については、宿泊事業者との意見交換会やアンケート等において、インバウンドのみを対象とすることや、ビジネス客は除外するなど、多様な意見が出された。

一方で、税の公平・簡素の基本的な考え方に加え、以下の観点から課税免除の検討を行った。

- ・税負担を頂く方の宿泊目的は問わない。
- ・特定の者を免除した場合、宿泊税による受益施策の対象にしづらくなる。
- ・例外規定（免除）を増やすことは、徴収事務を担う宿泊事業者の事務が煩雑化し、負担が増えることが懸念される。

上記を踏まえ、基本的には課税免除を設けるべきではないが、教育政策上の視点や将来のリピーターに繋がる等の公益上の理由から、教育旅行については課税免除が適当ではないかと考える。

※教育旅行：学校教育法第 1 条に規定する学校（大学を除く）や認定こども園等が実施する修学旅行や学校行事に伴う宿泊

（7）その他

先行導入している他自治体同様、特別徴収義務者の証票の掲示、帳簿の記載義務違反や納税管理人に係る不申告に対する罰則規定について、条例を整備する際には検討されたい。

7 適正な課税・徴収、特別徴収義務者への支援

税制度の公平性を確保するため、適正な課税と確実な徴収体制の構築が必要である。そのためにも、実務を担う特別徴収義務者である宿泊事業者が不公平感を感じることがないように体制構築と、円滑に事務を遂行できるよう、十分な支援措置等を講じる必要がある。

(1) 宿泊業・住宅宿泊事業の適正化

旅館業法及び住宅宿泊事業法に基づく許可・届出情報の的確な把握を行い、ヤミ民泊等、無許可・無届出で営業している事業者に対する指導・適正化について、旅館業法・住宅宿泊事業法の規制所管部局をはじめ、税務部局、観光担当部局、警察、市町村、民間の関係団体等が連携して取り組まれない。

(2) 特別徴収義務者への支援

(システム改修の補助制度)

税制度開始に伴い、宿泊事業者が実施するレジシステムの改修や自動精算機の導入等にかかる経費について、補助制度の創設を検討されたい。

(特別徴収報償金の交付)

先行自治体の例では、納期内納入を促進するための手数料として、納入された税額の一定率を報償金として交付する事例が多い。その場合の率は2.5%が標準であるが、課税開始5年間や電子申請の場合は、それぞれ0.5%を上乗せする等の措置をとっている自治体もあり、報償金制度検討にあたっての参考とされたい。

(3) 制度の周知徹底

導入にあたり、制度の主旨や内容の周知について、納税者である宿泊者をはじめ、宿泊事業者や県民に理解を得られるよう、県が主体となり、市町村とも連携のもと、責任感とスピード感を持って取り組まれない。

8 制度導入後の運用

(1) 使途

宿泊税の税収は、大分県の観光施策を次なるステージへと引き上げ、持続可能な観光地域づくりを推進するための貴重な財源として活用するものであり、宿泊税を充当する施策・経費は、以下のとおりが望ましい。

① 大分県の観光振興に資する施策

受入環境の充実、観光資源の磨き上げ、二次交通充実・周遊促進、
宿泊事業者のDX支援、人材確保支援、戦略的な誘客、
観光危機管理、観光推進体制の強化等

② 宿泊税の徴収に要する経費

(2) 県と市町村の役割分担、市町村への配分

使途について、県と市町村における役割分担と連携体制を明確にする必要がある。それぞれの役割の方向性は以下のとおり想定される。

県の役割	市町村の役割
<ul style="list-style-type: none">・ 広域的な観点からのデータマーケティングに基づく観光振興施策（広域からの誘客、県内周遊の促進（市町村をまたぐ交通）、広域的視点での磨き上げ、市町村の特性を生かした観光地域づくりの支援等）・ 旅館業法（大分市を除く）、住宅宿泊事業法上の適正な指導・監督・ 税の賦課徴収業務	<ul style="list-style-type: none">・ 基礎自治体として、地域の実情に即した受入環境の充実（観光施設や案内標識、トイレ等の整備・管理）・ 地域資源の魅力向上に向けた磨き上げ・ 観光地までのアクセス整備・ 旅館業法上の適正な指導・監督（大分市のみ）

市町村において実施する事業については、県から市町村への交付金等により実現されることが望ましい。その場合、それぞれの役割に基づく財政需要の規模を精査した上で、配分を行う必要がある。現在県が積上げている事業の中で市町村が実施可能なもの、あるいは逆に市町村が県に対して求める広域的な役割等をしっかりと整理し、それぞれの役割分担に即した適正な財源配分の仕組みを構築するとともに、市町村の自主性を尊重した制度となることを求める。

(3) 使途の見える化

納税者である宿泊者、特別徴収義務者である宿泊事業者の理解と信頼を得るため、使途の「見える化」は徹底されたい。

また、宿泊税を充当した事業については、毎年度公表し、以下のような事項について説明をする必要がある。

市町村への交付分について、一義的には税を徴収する県が説明責任を負うべきであるが、市町村においても、県同様に明確な説明責任を果たす必要があると考えられる。

① 施策の目的・意義

- ・ 宿泊税を活用することで、具体的にどのような施策がプラスされるのか。
- ・ 納税者である宿泊者に理解が得られる施策であるか。

② 新規又は拡充の施策

- ・ 既存施策の財源を振り替えただけになっていないか。

③ 事業実施の成果

- ・ 定量的な成果はどうであったか。

(4) 使途についての検証体制

具体的な使途の決定にあたっては、宿泊者や事業者の声を丁寧に聴取し、外部有識者等による助言を適切に反映させた体制を構築されたい。また、事業効果については、大分県の一般的な事務事業の検証同様に、少なくとも年1回程度の頻度で検証を行うべきである。

これらを推進・評価するため、事業者や有識者からなる外部委員による組織体を設けることが必要である。

なお、市町村も宿泊税の健全な運営を担う重要な主体であることに留意されたい。市町村が配分金を活用した事業を実施するにあたっては、県同様に使途を明確化し、場当たりの事業ではなく、データやマーケティングに基づいた戦略的な事業展開が図られることが肝要である。県は、制度全体の実効性と透明性を高めるとともに、納税者である宿泊者をはじめ、宿泊事業者及び県民からの理解と信頼を得られるガバナンスを市町村と共に構築すべきである。

(5) 税収の適切な運用

宿泊税の税収を適切に管理し、用途を明確化させるとともに、災害等の危機への備えを可能とするため、基金の設置を検討されたい。

① 目的の明確化

一般財源と区分して管理することで、宿泊税が確実に観光振興に充てられていることを明確にすることが求められる。

② 危機への備え

災害発生時や国際情勢変化等の緊急的な観光需要回復施策の財源として活用できるよう、一定額の積立を行うことが望ましい。

(6) 制度導入後の見直しの実施

制度導入後、社会情勢や観光需要の変化、制度の運用状況を適宜確認し、一定期間ごとに見直しを行うべきである。

見直し期間については、先行事例や県内の他税目の例（5年ごと）を参考にしつつ、導入直後の急激な変化や現場の課題に柔軟に対応するため、初回については「3年後」を目途に制度のあり方を検討し、その後は概ね5年ごとに見直しを行うことが適当である。

9 まとめ

本検討会議で、望ましいと結論づけた論点を整理すると以下のとおりとなる。

(1) 税制度

目的	「住んでよし、訪れてよしの持続可能なおんせん県おおいた」を実現するために必要な施策（地域資源の魅力の向上、旅行者の受入環境の充実等）に要する費用に充当するために徴収する。
課税	課税客体：県内の宿泊施設への宿泊行為 （宿泊施設：旅館業法上の旅館・ホテル・簡易宿所、住宅宿泊事業法上の施設（いわゆる民泊）） 納税義務者：宿泊者
税率	今後必要となる財政需要、税の基本的な考え方等を総合的に勘案して、以下のとおりが適当である。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 5千円未満 100円／1人1泊 ・ 5千円以上2万円未満 200円／1人1泊 ・ 2万円以上10万円未満 500円／1人1泊 ・ 10万円以上 2,000円／1人1泊
免税点	なし
課税免除	学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）や認定こども園等が実施する修学旅行や学校行事に伴う宿泊
徴収方法	特別徴収（宿泊事業者を特別徴収義務者とする。）

(2) 運用

用途	大分県の観光振興に資する施策、宿泊税の徴収に要する経費
県と市町村の役割分担	県は、広域的な観点からの観光振興施策、市町村は、基礎自治体として、地域の実情に即した施策等、役割分担をしっかりと整理し、適切に実施
用途の見える化	宿泊税の充当施策については明確化のうえ公表し、施策意義や実施成果を説明
検証体制	用途の決定や事業効果の検証は、県内事業者や有識者からなる外部委員による組織体が望ましい（少なくとも年1回行い、結果を公開）。
管理	基金による管理が望ましい（充当事業の明確化等の観点）。

(3) 制度の見直し

県内の宿泊施設におけるデジタル活用の進展状況、他自治体における宿泊税制度の導入・運用状況、県内の宿泊価格帯の動向等を踏まえ、税率設定の変更をはじめ、制度そのものの見直しを行うこと。

見直しの期間については、初回は3年後、その後は概ね5年ごとを目途とする。

あわせて、入域行為や交通行為への負担等、日帰り客からも負担を求める手法といった、多様な財源確保について、継続的な調査・検討が必要。

(4) その他

特別徴収義務者の負担を軽減するため、特別徴収義務者への報償金制度、システム改修等への補助制度を創設されたい。

また、宿泊税制度を実施する場合、条例成立から少なくとも半年以上の準備期間を設け、特別徴収義務者である宿泊事業者における徴収体制整備の支援や、県内外に向けた税制度の周知・広報へ徹底して取り組まれたい。

10 おわりに

大分県観光は、過去最高の宿泊客数を記録するなど大きな成長を遂げている一方で、急速な人口減少と少子高齢化という、地域存続にかかわる重大な局面を迎えている。観光産業を大分県の経済を支える基幹産業へと成長させ、次世代に豊かな地域資源を引き継いでいくためには、もはや従来の延長線上の施策だけでは十分とは言えない。

本検討会議における全5回にわたる議論を通じて、将来にわたって持続可能な観光地域づくりを進めるための財源として「宿泊税の導入が不可欠である」との共通認識に達した。

宿泊税は、単なる税収の確保を目的とするものではなく、宿泊者に大分県での滞在をより快適な環境のもとで、大分県の魅力をより深く享受していただくための「未来への投資」として負担を求めるものである。本報告書で提言した宿泊税制度設計の骨子は、公平・中立・簡素であることを基本とし、実効性を重視して示したものである。

また、制度の運用にあたっては、宿泊事業者や市町村と密接に連携し、集まった財源がどのように活用され、どのような成果を上げたのかを常に納税者である宿泊者、特別徴収義務を負う宿泊事業者、県民に対し、明確に示すガバナンス体制を構築しなければならない。

大分県においては、地方創生の切り札である観光振興及びそれを支える観光振興財源の確保に真摯に取り組み、県民、観光関連事業者、行政が一体となって「住んでよし、訪れてよしの持続可能なおんせん県おおいた」の実現に向けた一層の取組を進めることを切に願う。

折しも、国の文化審議会において「温泉文化」が、ユネスコ無形文化遺産への令和12年の提案候補に選出されたところである。このことは、日本の温泉文化が、改めて世界から注目される絶好の機会であり、今後、インバウンドの更なる飛躍的な増加が期待できる。

そのような中、本制度の創設が大分県全体を活性化させる原動力となるとともに、大分県が「日本一のおんせん県」として、国全体の観光振興を力強くリードする存在へと飛躍することを強く期待したい。

最後に、本報告書での提言はゴールではなく、ここからがスタートである。税制度、税の使途や効果検証を含めた運用制度については、世界の潮流を踏まえ、制度のあり方について不断の見直しを行い、大分県観光を推進する各主体で議論を重ねながら、より良い仕組みに向けて制度を育てられることを期待し、本検討会議の総意としてまとめたい。

参考

(大分県観光振興財源検討会議 委員名簿)

	氏名	所属
委員長	田中 治	大阪府立大学 名誉教授
委員	阿部 万寿夫	別府市 副市長
	諫山 吉晴	日田温泉旅館組合 組合長
	桑野 和泉	日本旅館協会 会長
	首藤 文彦	大分県商工会連合会 会長
	西田 陽一	大分県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長
	三重野 真代	武蔵野大学 特任教授
	矢ヶ崎 紀子	東京女子大学 教授
	山内 啓嗣	大分商工会議所 観光飲食部会 部会長
	吉富 智昭	大分県石油商業組合 参与

(開催実績)

	開催日	議題
第1回	令和7年5月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県の観光の現状について ・大分県の観光施策の方向性について
第2回	令和7年7月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・観光振興の財政需要について ・観光振興のための財源について ・宿泊事業者との意見交換会結果について
第3回	令和7年10月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・新しいおおいた共創会議における各市町村意見について ・宿泊税の制度設計における先行事例、論点整理について
第4回	令和7年12月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・報告事項（地域意見交換会での意見、アンケート結果、市町村の財政需要） ・宿泊税の税制・運用について
第5回	令和8年2月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県観光振興財源検討会議報告書（案）について